

第5回 麻生区岡上地区住居表示検討委員会

次 第

日 時：令和2年8月6日（木）午前10時30分から

場 所：岡上公会堂

議 題

- (1) 第4回検討委員会における検討内容の確認 【資料1】
- (2) 新町界（案）について 【資料2】
- (3) 新町界・新町名（案）の周知について 【資料3～5】
- (4) その他

【配布資料】

- 資料1 第4回麻生区岡上地区住居表示検討委員会摘録
- 資料2 C地区の取り扱いについて（案）
- 資料3 住居表示に伴う新町界・新町名（案）のお知らせの配布等について
- 資料4 「岡上地区の新町界・新町名（案）について」お知らせ（案）【配布用】
- 資料5 「岡上地区の新町界・新町名（案）について」お知らせ（案）【掲示用】
- その他 岡上地区の新町界・新町名（案）【資料4の裏面】

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当：田中、五味、萩本、平山

電話：200-2736

配付資料の説明

●議題1 第4回検討委員会における検討内容の確認

前回、開催した検討委員会の摘録（資料1）となります。事前にご一読お願いします。何か訂正がございましたら、当日ご指摘ください。

●議題2 新町界（案）について

資料2を御確認ください。

- ・C地区以外の町界は御承知のとおりですが、第4回検討委員会において、C地区を人道橋で分けた場合、旧字界にちかくなり、より自然な町界となるのではないか。という御意見について、再度、C地区の町界を御検討ください。また、地域全体のバランス等も考慮し、御検討ください。

メモ

●議題3 新町名・新町界のお知らせ（案）について

資料3：議題3の検討事項

資料4：全戸配布用の表面

資料5：町内掲示板へ掲示用

資料4の裏面：議題2で新町界が承認された場合に挿入する図面。上下どちらかの図面を採用。

- ・資料4及び資料5の内容・文章は同じです。また、資料4のお知らせの裏面には実施区域図が挿入されます。「資料4の裏面」と記載した図の上下どちらかを、お知らせの裏面に印刷する予定です。
- ・内容を御確認いただき、訂正箇所や追加箇所がありましたら当日、御教示ください。

メモ

第 4 回岡上地区住居表示検討委員会摘録

日 時：令和 2 年 7 月 9 日（木）午前 10 時 30 分～午前 11 時 10 分
場 所：岡上公会堂
出席者：岡上地区住居表示検討委員会委員（欠席 1 名）
事務局：戸籍住民サービス課 田中課長補佐、萩本

【議題（1）】第 3 回検討委員会における検討内容の確認

○事務局が作成した摘録の内容について確認し、市ホームページに掲載することを了承された。

【議題（2）】新町界・新町名（案）について

○各地区の想定する街区割（イメージ図）について

A～E 地区の街区について、図 1～5 を用いて説明した。

○人道橋を境に分割する案について（C 地区について）

図 1～5 の街区数は想定であり、実施するときには調査をして確定する。そのため、街区数については、多少増える可能性があるが増えたとしても基準の範囲内である。人道橋を境に C 地区を分割するのは、他の地区の大きさや街区数に考慮するのがよいと説明した。

委 員：図 6-2 の C-1 及び C-2 の面積はどれくらいか

事務局：どちらとも D 地区程度の大きさですが、C-2 のほうが C-1 に比べると多少大きくなります

委 員：町田市の開発に伴い、人道橋を分割するか悩んだが、開発の話は進んでいないので、C 地区は分割しなくてもよいのではないか

事務局：それでは、C 地区は 1 つでよいでしょうか

委 員：図 6-1 を見るとバランスがよく見える。C-1 は上地区と呼ばれる地区で C-2 は川井田地区と呼ばれている。旧地区の割り方と近いほうが自然ではないか。

委 員：確かに旧字界で分ける意見もある。町内会に持ち帰り、次回回答したいと思う。

委 員：町の街区番号の振り方は、このとおりののか。

事務局：原則でいけば、1 と振ったところは変わりませんが、2 以降については変わる可能性があります。

○新町名（案）の検討

「資料2のつづき」のとおり、町名については新町名を付ける場合は郵便番号が新たに設けられます。また、2つ以上の町名を付ける場合は町名の境を考える必要があると説明した。

事務局：前回、新しい町名も考えていくような意見もありましたが、その後いかがでしょうか。

委員：新しい町名について町内で検討しましたが、「岡上」で統一することによいと思います。

委員：はい、岡上町内会側も同様に「岡上〇丁目」によいと考えます。

事務局：承知しました。では、岡上地区は変わらず「岡上〇丁目」としましょう。

【議題（3）】その他

○今後の日程について質問

委員：新型コロナウイルス感染予防に伴い、3カ月ほど日程がずれたと思うが、スケジュールに影響はないか。

事務局：これまで順調に進んできているため、実施スケジュールに影響はないです。

○次回の検討委員会について

8月6日（木）10時30分から岡上公会堂にて開催予定とすることで了承された。

住居表示に伴う新町界・新町名（案）の お知らせの配布等について

1 新町界・新町名（案）の周知について

岡上地区住居表示検討委員会において承認された新町界・新町名の案について、住民や事業所の方々へ周知する必要があるため、全世帯・全事業所にお知らせの配布及び掲示板等への掲示を行います。

2 周知方法について

(1) 各戸へ配布(A 3 両面刷 資料4 参照)

・配布方法について

令和2年9月上旬に町内会を通じて全世帯への配布を予定しています。また、事業所については事務局から郵送します。

※新型コロナウイルスの感染状況に伴い、配布方法を変更する場合があります。

(2) 町内会掲示板等への掲示(A 3 片面刷・ラミネート加工 資料5 参照)

・各町内会において、お知らせを町内掲示板等へ掲示をお願いします。

～お届け部数について～

町内会名	戸別配布	掲示板等
岡上町内会	2,800枚	20枚
岡上西町会	800枚	10枚

※100枚ごとに印をします。

※お知らせのお届け日は後日、連絡いたします。

(3) 川崎市ホームページへの掲載（資料4をPDF形式にしたもの）

事務局が本市ホームページの「麻生区岡上地区住居表示検討委員会」に、お知らせの掲載を行います。



重要なお知らせ

令和2年9月

岡上地区にお住まいの皆様へ

岡上地区住居表示検討委員会
委員長 宮野 敏 男

岡上地区の新町界・新町名（案）について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、岡上地区の住居表示実施については、慎重に検討を重ねてまいりましたが、このたびは新しい

町界及び町名の案がまとまりましたので、お知らせいたします。

なお、御意見等がございましたら、検討委員もしくは事務局まで御連絡をお願いいたします。

今後の活動について

引き続き、皆様の御意見を賜りながら、**令和3年度の実施**に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解・御協力の程、よろしくをお願いいたします。

市街化調整区域にお住まいの皆様へ

岡上地区の住居表示の実施における市街化調整区域の取り扱いについては、皆様からいただいた御意見を当検討委員会にて報告し、重要な検討事項として慎重に協議してまいりましたが、令和3年の実施につきましては次の理由により見送ることといたしました。御理解くださいますようお願い申し上げます。

<理由>

岡上地区の市街化調整区域は、他の市街化調整区域に比べ、お住まいの方が多量の、住宅が密集している部分においても、市街化区域ほどの住所の混乱が見られないことから、住居表示を行っても効果が得にくい、という判断に至りました。

また、「住居表示に関する法律」に市街地を対象とする記載があること、竹林部及び田畑が多く存在し、将来の環境の変化を否定できないことから、現状の維持が望ましいと判断したものです。

<問合せ先>

事務局：川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話：044（200）2736

FAX：044（200）3912

岡上地区住居表示検討委員会委員

令和元年9月現在

	氏名	役職	所属
1	宮野 敏男	委員長	岡上町内会
2	吉村 博孝	役員	
3	海老沢 隆	役員	
4	梶 久夫	役員	
5	中川 孝司	役員	
6	宮野 勉	役員	
7	二宮 弘史	副委員長	岡上西町会
8	岩田 昇	役員	
9	甲田 文穂	役員	
10	花井 淳子	役員	
11	森田 裕子	役員	

順不同・敬称略

岡上地区にお住まいの皆様へ

岡上地区住居表示検討委員会
委員長 宮野 敏男

岡上地区の新町界・新町名（案）について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、岡上地区の住居表示実施については、慎重に検討を重ねてまいりましたが、このたびは新しい町界及び町名の案がまとまりましたので、お知らせいたします。

なお、御意見等がございましたら、検討委員もしくは事務局まで御連絡をお願いいたします。

市街化調整区域にお住まいの皆様へ

岡上地区の住居表示の実施における市街化調整区域の取り扱いについては、皆様からいただいた御意見を当検討委員会にて報告し、重要な検討事項として慎重に協議してまいりましたが、令和3年の実施につきましては、次の理由により見送ることといたしました。御理解くださいますようお願い申し上げます。

〈理由〉

岡上地区の市街化調整区域は、他の市街化調整区域に比べ、お住まいの方が多量の、住宅が密集している部分においても、市街化区域ほどの住所の混乱が見られないことから、住居表示を行っても効果が得にくい、という判断に至りました。

また、「住居表示に関する法律」に市街地を対象とする記載があること、竹林部及び田畑が多く存在し、将来の環境の変化を否定できないことから、現状の維持が望ましいと判断したものです。

今後の活動について

引き続き、皆様の御意見を賜りながら、**令和3年度の実施**に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解・御協力の程、よろしくをお願いいたします。

〈問合せ先〉

事務局：川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話：044（200）2736

FAX：044（200）3912

